

JT-1の「マイホーム借上げ制度」を活用。

長く住み継げる家は、

もうひとつの年金に。

JT-1の事業の柱が、この「マイホーム借上げ制度」。この制度を利用することで、自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。

JT-1でマイホームを貸す人のメリットは…

◎借り手がつかない時も最低賃料を保証。

しかも最長、終身にわたって借上げ。

◎入居者とは、3年の定期借家契約。

だから再びマイホームとして住むことも可能。

◎JT-1が制度利用者に代わり、責任を持って転貸。

利用の条件は…

◎日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方。

◎住宅に一定の耐震性が確保されていること。

JT-1とは、

一般社団法人「移住・住みかえ支援機構」の略称で、2006年に国土交通省の依頼を受けて設立されました。高齢者の方を対象に、持ち家を資産運用するお手伝いをするのが大きな目的のひとつです。

「マイホーム借上げ制度」を実際に利用する、

大阪市内在住の大野さんご夫妻にききました。

丈夫に建てたので、審査もラクに合格！

実はね。建てる時、基礎と耐震性を普通よりもしっかりしてもらったんです。その時は高い買物だと思っただけで、結果的にそれがよかった。審査の時に、鉄骨も錆びていないし、25年も経っているとは思えないくらいきれいだと、驚かれました。うれしかったですね。

いい借り手がみつかった、大満足。

とても愛着がある家だったので、やはりこの家のことを本当に気にいって、大切にしていただけの方に住んでほしい。だから、そのままお貸ししてもいいところを、いろいろ手を入れてお渡ししました。JT-1もその思いに添えて、入居者の方を2、3ヶ月、しっかり審査して決めてくださいました。

貸借の面倒ゼロが、なによりうれしい！

家賃収入は、JT-1に多少引かれるのですが、もしも借り手が出られても最低家賃は保証していただけるので安心です。もうひとつの年金として頼りになります。それと、JT-1がしっかり管理してくれるので、貸借に関わるすべての面倒に、私たちが関わらなくていいのが何よりうれしいですね。



大阪市内にお住まいの

大野さんご夫妻。

共通の趣味は社交ダンスという仲睦まじいご夫婦です。

奈良県にお持ちの築25年の家を「マイホーム借上げ制度」で活用。

豊かなセカンドライフを楽しんでおられます。